

令和3年度 浅間中学校部活動（運動・文化）の方針

目 標

『共に高め合う 自分に克つ』

- ・あいさつ・礼儀を大切にすることができる生徒
- ・学校生活のルールや時間を守ってけじめのある活動を行うことができる生徒
- ・感謝の気持ちを持って活動することができる生徒

本校の運営方針

1 平日の部活動について

(1) 放課後の活動時間等

- ・放課後の活動終了時刻は裏面の通りとし、長くとも2時間程度とする。
- ・平日に1日休養日を設けるようにする（水曜日は終日行わない）。

(2) 朝の部活動

- ・朝の部活動は原則行わない。ただし、指定された期間（大会前及び冬期間等）は生徒の安全・健康面に配慮し、保護者の理解と校長の承認を得た上で活動を行うことができることとする。

2 休日の部活動について

(1) 学期中の週末（土曜日および日曜日）について

- ・週末は、休養日を1日設ける。
- ・練習時間は、長くとも3時間程度とする。また、大会への参加等で週末両日活動した場合は、他の週休日に振り替えるか、平日にもう1日休養日を設ける。

(2) 長期休業中について

- ・長期休業の意義と、学校閉庁日（リフレッシュウィーク等）の設定の観点から、できるだけ平日に活動を行うとともに、休業期間の半分以上の休養日を設定する。

3 放課後の延長部活

- ・冬期間に限り週2回の延長部活を認める。（完全下校時刻は夏期と同様）

4 テスト期間の部活動

- ・テスト3日前からは部活動を行わないこととし、テスト後の週末に中体連主催の大会や県大会以上の大会につながるコンクールが控えている場合保護者の理解と校長の承認を得た上で1時間程度の活動を認める。

5 その他

- ・必ず顧問が指導にあたる。 *保護者会主催の活動は行わない。

指導体制の工夫

- ・各部活動に職員を複数名配置
- ・6つの部活動（男・女卓球、野球、女子ソフトテニス、男子バレー、女子バスケ）で、外部指導者による指導を依頼。また、吹奏楽部は部活動指導員を任用していただく。

その他

- ・年2回「部活動運営委員会」の実施。参加者は、全職員、各部活動の保護者代表、PTA会長、外部コーチ。運営の方向、指導のあり方、保護者会のあり方等について、県教委及び市教委にも同席していただき、「持続可能な部活動運営」についても指導をお願いする。